

5

令和 7 年

市議会 11 月定例会議案  
(その 3)

静岡市

## 議案説明

### 議案第187号 共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について

分賦金の負担割合を変更することに伴い、共立蒲原総合病院組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

### 目次

議案番号	件目	頁
議案第 187 号	共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について	3

## 共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法第67号）第286条第2項の規定により、共立蒲原総合病院組合規約（昭和40年1月14日静岡県指令地第30号）の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体に協議する。

令和7年11月13日提出

静岡市長 難波喬司

### 共立蒲原総合病院組合規約の一部を変更する規約

共立蒲原総合病院組合規約（昭和40年1月14日静岡県指令地第30号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

経費区分	関係市	負担割合
第3条 の事業 に要す る経費	第1号関係	静岡市  次の1から3までにより算出した数を合計して得た数 を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数 がある場合は、当該数を四捨五入して得た数）  1 人口割 分賦金を支弁する年度の前年の4月1日 (以下この表において「同日」という。)における静岡 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第 81号）第5条の住民基本台帳をいう。以下この表にお いて同じ。）に基づく人口（以下この表において「静岡 市の人囗」という。）を静岡市の人団と同日における富 士市の住民基本台帳に基づく人口（以下この表にお いて「富士市の人団」という。）を合計した数（以下この 表において「2市の人団」という。）で除して得た数に 40.5を乗じて得た数  2 利用者割 分賦金を支弁する年度の前々年度にお

		<p>ける共立蒲原総合病院を受診した静岡市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「静岡市の患者数」という。）を静岡市の患者数と同年度における共立蒲原総合病院を受診した富士市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「富士市の患者数」という。）を合計した数（以下この表において「2市の患者数」という。）で除して得た数に39.9を乗じて得た数</p> <p>3 均等割 6.45</p>
	富士市	<p>次の1から4までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数）</p> <p>1 人口割 富士市の人口を2市の人口で除して得た数に40.5を乗じて得た数</p> <p>2 利用者割 富士市の患者数を2市の患者数で除して得た数に39.9を乗じて得た数</p> <p>3 所在地割 6.7</p> <p>4 均等割 3.225</p>
	富士宮市	<p>次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数</p> <p>均等割 3.225</p>
第2号及び 第3号関係 (平成12年 3月24日及 び平成13年 3月26日に 借り入れた	静岡市	<p>次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数）</p> <p>1 高齢者割 静岡市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数</p> <p>2 均等割 31.32</p>
企業債に対 する利息に	富士市	<p>次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数が</p>

	係る経費に 限る。)	ある場合は、当該数を四捨五入して得た数)  1 高齢者割 富士市の人口のうち65歳以上の人口を 2 市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50 を乗じて得た数  2 均等割 15.66
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3 位の数を四捨五入して得た数  均等割 3.02
上記以外の経費		関係市の協議により定める。

備考 関係市の負担割合の合計が、1に満たない場合にあっては小数点以下第3位の数を四捨五入して繰り上がらなかった市のうちその数が最も大きいものの負担割合に0.01を加えるものとし、1を超える場合にあっては小数点以下第3位の数を四捨五入して繰り上がった市のうちその数が最も小さいものの負担割合から0.01を減ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する関係地方公共団体の協議が成立した日から施行する。
- 2 この規約による改正後の共立蒲原総合病院組合規約別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、令和7年度分の分賦金から適用する。
- 3 令和7年度分の分賦金の支弁に当たっては、改正後の別表中「分賦金を支弁する年度の前年の4月1日」とあるのは「令和7年4月1日」と、「分賦金を支弁する年度の前々年度」とあるのは「令和6年度」とする。